

「流山市路上喫煙の防止及び
まちをきれいにする条例」に基づく
路上喫煙防止重点区域の変更について

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例とは？

(目的)

路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

【市の責務】

この条例の目的を達成するため、

・ 路上喫煙

・ ポイ捨て

・ 飼い主による動物のふん尿の放置

等の防止に関する施策を策定し、実施する。

【実施例】



看板の配布



路面シートの設置



路上喫煙パトロールの実施

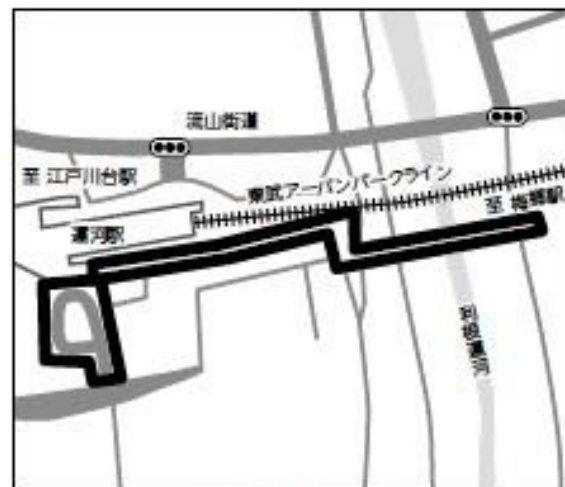
路上喫煙防止重点区域とは？

市長は、路上喫煙が、歩行者等の身体及び財産に対し、特に危険を及ぼすと認める区域を路上喫煙防止重点区域として指定することができる。（条例第9条）

**重点区域内で喫煙した場合
直ちに過料2,000円を徴収します。**

市では、市内の6区域(地図太枠内)を「路上喫煙防止重点区域」に指定しています。同区域内で路上喫煙または吸い殻のポイ捨てをした場合は直ちに過料2,000円を徴収します。

また、ポイ捨てや犬のふんの放置は市内全域で禁止されています。指導、勧告に従わない場合、過料2,000円を徴収します。



蓮河駅東口周辺



江戸川台駅周辺



初石駅周辺



流山おおたかの森駅周辺(駅構内自由通路を含む)



南流山駅周辺

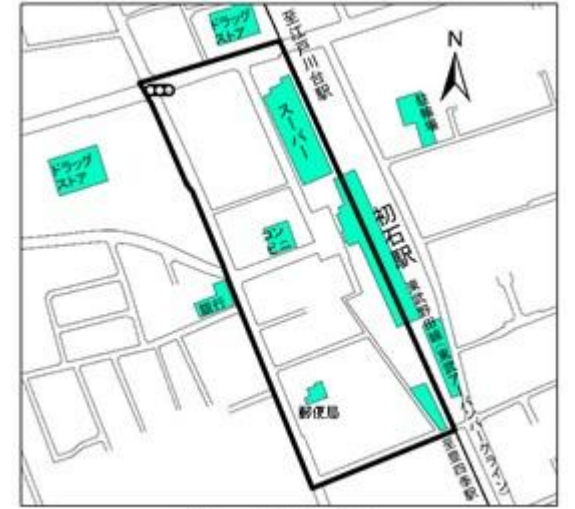


流山セントラルパーク駅周辺

重点区域の変更箇所および理由について

【変更箇所】 初石駅周辺

【変更理由】 初石駅橋上化に伴う東口の人流増加

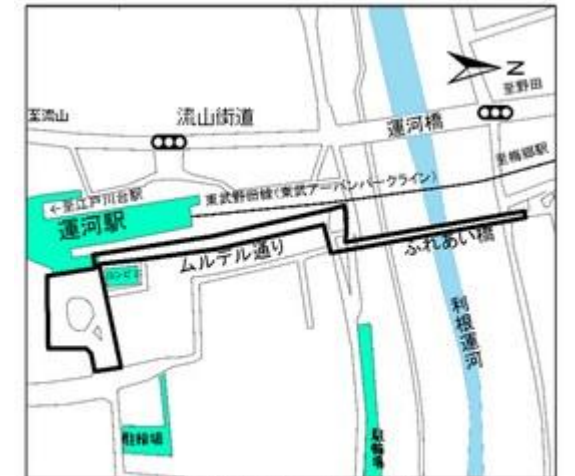


初石駅周辺

【変更箇所】 運河駅東口周辺

【変更理由】

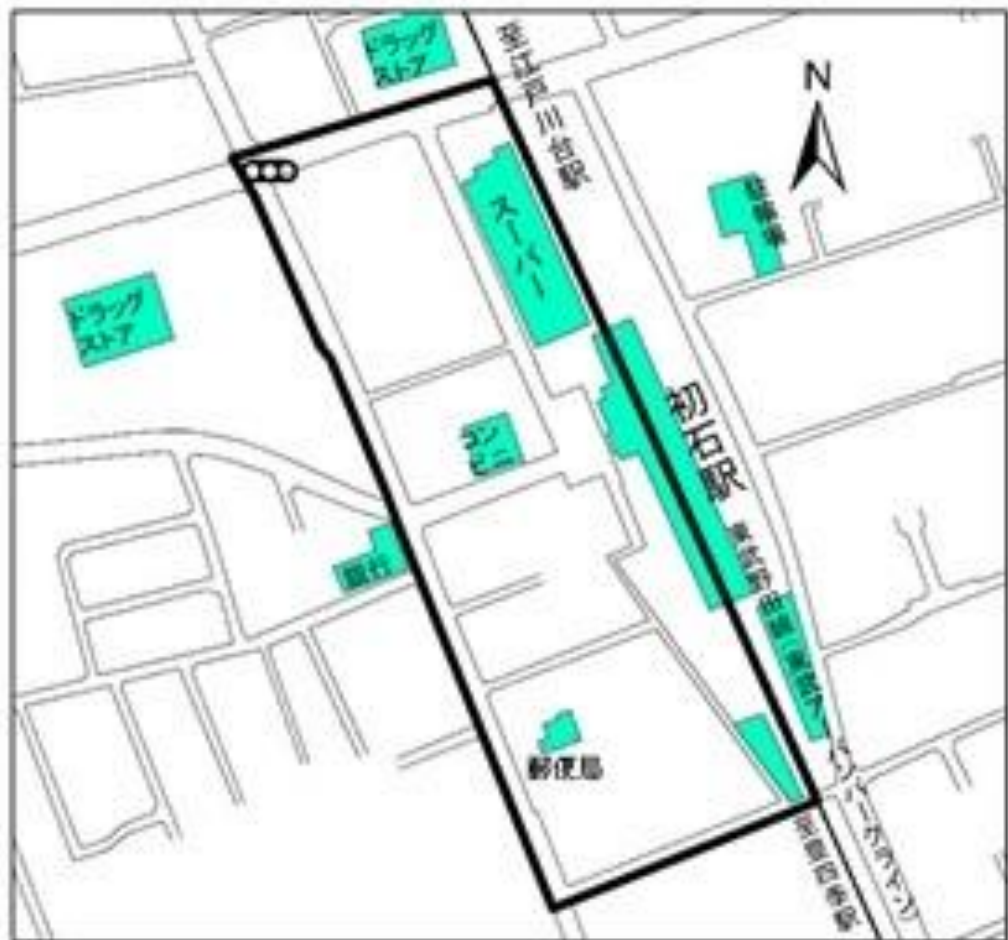
- ・市民からの苦情
- ・マンション建設による人流増加



運河駅東口周辺

重点区域変更案① 初石駅周辺

※網掛け部分を追加



現状区域



重点区域案



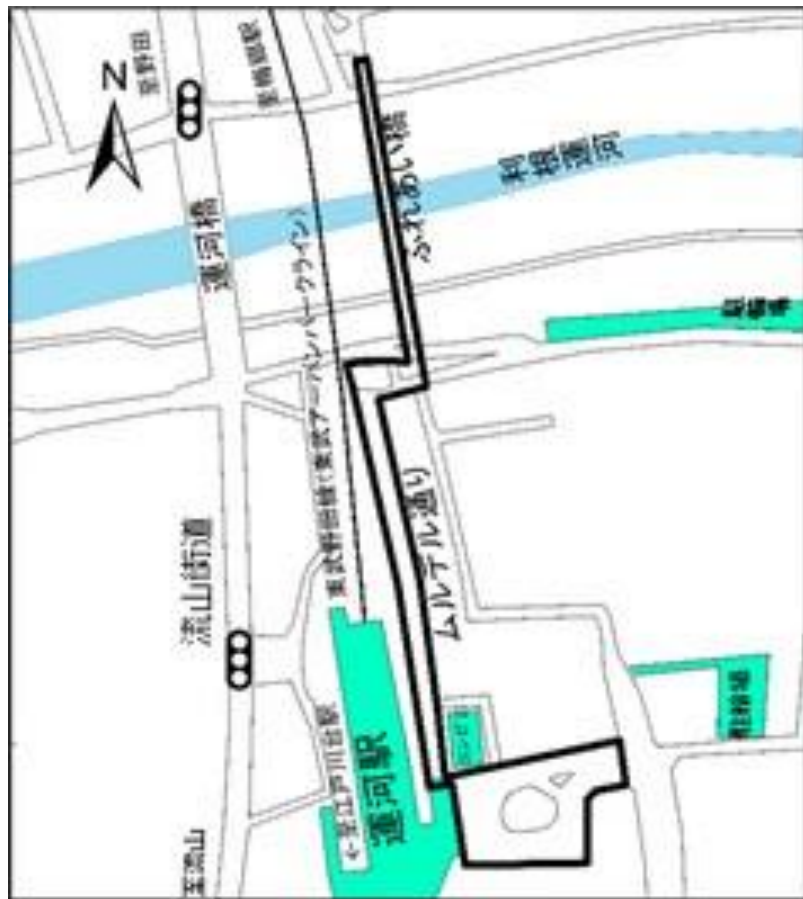
東口広場周辺



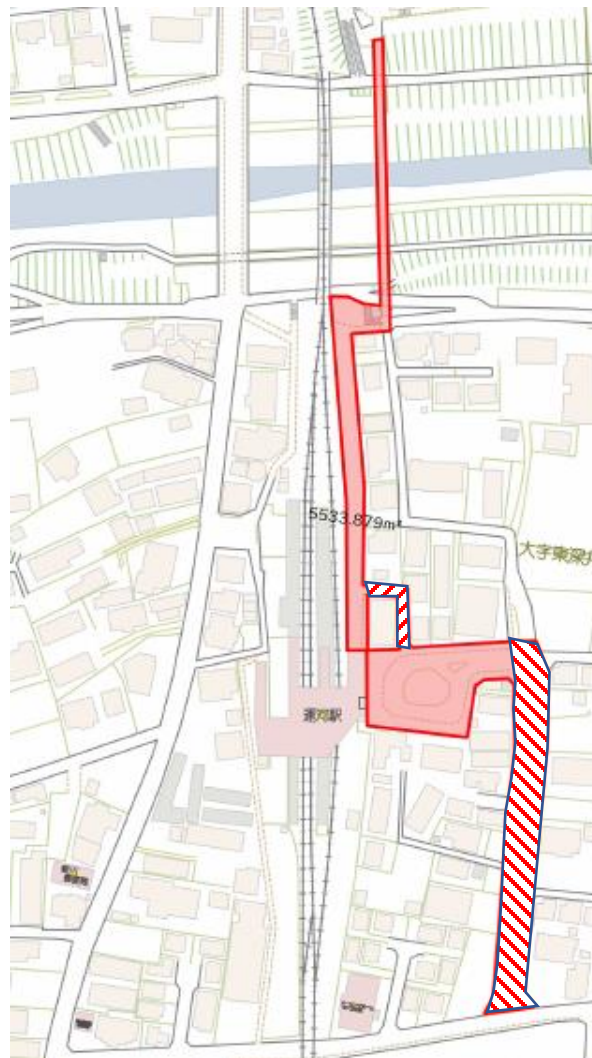
東口周辺

重点区域変更案② 運河駅東口周辺

※網掛け部分を追加



現状区域



重点区域案



ロータリー南道路



建設途中のマンション